

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (前記註1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ジブチ	ジブチ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な河	300,000千円 -----	2022.10.19 ジブチで (同日)	日本側 大塚海夫在ジブチ 大使 ジブチ側 マハムッド・ア リ・ユヌス外務・国際協 力大臣	2023.2.6 52号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 (署名地) (前記註1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ジブチ	海上保安能力向上計画のための贈与に関する令和三年十月十五日付けの取極の修正に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「3,423,000千円」に改める	2022.12.7 ジブチで (同日)	日本側 大塚海夫在ジブチ 大使 ジブチ側 マハムッド・ア リ・ユヌス外務・国際協 力大臣	2023.2.8 67号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。